

少子化社会対策大綱の推進について（概要）

- 1 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）に基づき、安定的な財源を確保しつつ、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進める。
- 1 令和3年度における主な取組は、以下のとおり。

結婚支援

地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援

結婚新生活支援事業の充実

妊娠・出産への支援

不妊治療等への支援

- ・不妊治療への経済的支援
- ・不妊治療を受けやすい職場環境整備
- ・不妊症・不育症への相談支援等
- ・不育症への経済的支援

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

- ・産後ケア事業の全国展開 等

仕事と子育ての両立支援

待機児童の解消

「新子育て安心プラン」の実施により、令和3～6年度の4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備

男性の育児休業の取得促進

出生直後の休業の取得を促進する新たな枠組みの導入等を検討

地域・社会による子育て支援

利用者支援事業を核とした多機能型地域子育て支援の新たな展開に向けた取組を推進

- ・地域の支援員が各事業所を巡回
- ・ファミリー・サポート・センター事業と地域子育て支援拠点事業等との連携を強化

等

経済的支援

税制

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長等

国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

等

検討事項とされた項目を含め、大綱に基づく施策の進捗状況等について、PDCAサイクルを通じたフォローアップを実施。更に強力に少子化対策を推し進めるために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進める。

少子化社会対策大綱の推進について〈令和3年度における主な取組〉

() 令和2年度第3次補正予算案、令和3年度予算案、令和3年度税制改正要望結果等を基に作成。()内は令和2年度当初予算額。
() は「全世代型社会保障改革の方針」(令和2年12月15日閣議決定)に盛り込まれた事項。

結婚支援

地方公共団体による総合的な結婚支援の取組に対する支援

【地域少子化対策重点推進交付金 3次補正+当初で20億円】

【自治体間連携を伴う広域的な結婚支援に対する重点的支援】

- ・AIを始めとするマッチングシステムの高度化や相談員による支援を組み合わせた結婚支援の取組等に対し、補助率を嵩上げ(1/2 2/3)

【結婚新生活支援事業の充実】

- ・年齢・年収要件の緩和(34歳以下 39歳以下、世帯年収480万円相当 540万円相当)
- ・都道府県が主導して管内市区町村における本事業の面的拡大を図る優れた取組については、上記の緩和に加え、補助上限額を引き上げる(30万円 29歳以下60万円)とともに、補助率を嵩上げ(1/2 2/3)

妊娠・出産への支援

不妊治療等への支援

【不妊治療への経済的支援】 保険適用については令和4年度当初からの実施に向け作業を進める
・現行の助成制度の拡充【3次補正370億円(151億円)】

【不妊治療を受けやすい職場環境整備】

- ・社会的機運の醸成(企業・職場や社会の理解促進)
- ・不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備(事業主の取組促進)【当初0.3億円(0.2億円)】
- ・中小企業向け助成金による中小企業の取組支援【当初4.7億円(新規)】
- ・企業が策定する行動計画の指針の改正を関係審議会で検討中 等

【不妊症・不育症への相談支援等】

- ・不妊専門相談センターにおける相談支援体制の強化【当初6.3億円(1億円)】等

【不育症への経済的支援】・不育症検査への助成金の創設【当初12億円(新規)】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

【子育て世代包括支援センターの強化】

- ・困難事例への対応等支援に要する人員の追加配置
【子ども・子育て支援交付金 当初1,673億円の内数(1,453億円の内数)】

【産後ケア事業の全国展開】【当初42億円(27億円)】

仕事と子育ての両立支援

待機児童の解消

「新子育て安心プラン」の実施

- ・令和3～6年度の4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備
【運営費：当初529億円】 公費+事業主拠出金の追加所要額
- ・企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充(1日2,200円 4,400円)【当初7.8億円(3.8億円)】
- ・育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対する50万円の助成事業を創設【当初2億円(新規)】等

男性の育児休業の取得促進

- ・出生直後の休業の取得を促進する新たな枠組みの導入、妊娠・出産の申出をした個別の労働者に対する休業制度の周知の措置等を関係審議会で検討中

地域・社会による子育て支援

多機能型地域子育て支援の新たな展開

【利用者支援事業】

【子ども・子育て支援交付金 当初1,673億円の内数(1,453億円の内数)】

- ・地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくり等の支援を実施

【ファミリー・サポート・センター事業】【同上】

- ・安心して子どもの預かり等を実施するため、地域子育て支援拠点等との連携を強化

【地域子育て支援拠点事業】【同上】

- ・両親共に参加しやすくなるよう、休日の育児参加促進に関する講習会実施を支援 等

経済的支援

税制

- ・結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長等
【適用期限：令和5年3月末まで】
- ・国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等(＊)の非課税措置
＊地方自治体等が行う子育て支援に係るベビーシッターの利用料等の助成
- ・産後ケア事業に要する費用に係る税制措置の創設(消費税、地方消費税)

新型コロナウイルス感染症への対応 ・ 不安を抱え困難な状況にある妊産婦への相談支援等の実施【3次補正 46億円】
・ 保育所等及び地域子ども・子育て支援事業における感染拡大防止対策に係る支援【3次補正(内閣府)65.2億円(厚生労働省)117億円】

検討事項とされた項目を含め、大綱に基づく施策の進捗状況等について、PDCAサイクルを通じたフォローアップを実施。